

第2回仙台市いじめ防止基本方針策定委員会議事録

2013.11.26 17:30～ 東二番丁仮庁舎 第1会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告及び協議 進行 関口委員長

(1) 仙台市いじめ防止基本方針（案）について事務局説明

資料1の訂正

質疑

・関口委員長

仙台市の独自性を盛り込んで示していただいた。まず全体を通して何かご意見等ありますか。私から確認です。子供の表記が漢字表記になっていますが、国の文章も漢字表記になっているので、国の表記に倣っているのかどうか。

・事務局（教育相談課長）

国の基本方針を踏襲している。公用文の表記で整理したいと考えています。

・事務局（学校教育部長）

健康福祉局部長鈴木委員より、本日は代理出席だが、仙台市の現状を示さなくていいのか、というご意見をいただいた。

事務局としては、仙台市がこれまでの事業を総点検するというよりは、今回制定された法律の趣旨に基づいて、国の基本方針を踏まえて、各地方公共団体が判断を任せられている部分（組織の設置等）について、仙台市としてどうするか、どういう手順で対応していくのか、どういった基本的な施策で対応していくのかを中心にまとめていくという考えに立っています。また、全国的にも概ね国の基本方針枠組みを踏襲して、独自の施策を盛り込んで策定を進めているものと理解しているところです。

・佐久間委員

P5の上から12行目発達障害のある児童生徒等についての記載があるが、「その特性から、自分がいじめられているとの認識がない」という記述を「認識が弱かったり、感情を伝えられないために」という表記にしてはどうか。また、そのあとの「当該児童生徒自身が相手が嫌がるということ自体理解できないため」という記述についても、「相手が嫌がること自体を理解するのが苦手であるため」と表現してはどうかと思います。発達障害児の特性である苦手な点や弱い点等を先生方はもちろん、周りの児童生徒が気付いて、支えていくことができる関係や環境が大人、周り、学校に大切であると考えております。

・関口委員長

今の点については事務局として検討してください。

全体を通しての部分で何か、ありますか。

基本方針の中にスクールソーシャルワーカーという文言が一切入っていないが、仙台市は若干導入が遅れていると認識しているが、可能であれば、文言を入れ込むということも検討してほしいと思います。

次に4つに分けて、検討していきます。資料P1～7までのはじめに～I基本的な考え方について、細かい点でも構わないですので、ご意見をいただきたいと思います。

- 齋藤委員

前回、仙台市らしさをどのように盛り込むかという話があり、その具体的な箇所を事務局の方から説明がありましたが、「はじめに」の部分か「基本的理念」の箇所に、仙台市としての表現が入ってくるのかと思っていましたが、「基本理念」の部分に何らかの工夫が入るといいのではないのでしょうか。

- 事務局（学校教育部長）

この基本理念の3行目以降ははじめ防止対策推進法の第3条を踏まえて、そのまま記しています。これは国の基本方針も同様です。法律により、これを基本理念として全国の都道府県、学校が取り組むというベースになっているため、言葉を修正するというよりは、この法律を踏まえて、この理念どおり仙台市もはじめ防止に取り組んでいきますという決意的な言葉を付け足しました。基本理念に独自のものを盛り込むとすれば、法の規定は規定として示し、それを受けて仙台市として独自の理念を入れて取り組んでいきますという構成の仕方があるかと思っています。

- 日塔委員

P7(4)の家庭や地域との連携の2行目に保護者が子供の教育について第一義的責任という言葉が使われていますが、この言葉はどこかで謳われているのでしょうか。

- 事務局（参事）

教育基本法に書き込まれている部分です。

- 事務局（学校教育部長）

さらにはじめ防止対策推進法の第9条に子の教育について第一義的責任を有すると規定されている部分を踏まえて記述しています。

- 関口委員長

P6の12行目以上をふまえては漢字の踏まえに、P7(4)の5行目共通理解に「たち」は、漢字の「立ち」に訂正をお願いします。本日欠席の吉田委員、桑鶴委員からの意見等は特に無かったということでもいいですか。

- 事務局（学校教育部長）

特にございませんでした。

- 加藤委員

内容ではなく、表現上の話になるが、P5の上から7行目からの「更には」からの箇所の表現は、先に言いたいことを先に押し出す方が読みやすいのではないかと思うので、事務局の方で検討ください。

P5の4のいじめ防止に関する基本的な考え方の(1)と(4)にはスローガンがついているが、他はついていないので、他にもつけた方がよいのではないかと思います。

- 高橋副委員長

P6の上から12行目の自己有用感は、法律に準じて使っているのか確認したい。例えば自己肯定感という言葉もあり、違いがわからなかった。同じP6の上から6行目から東日本大震災におけるという部分では、命の尊さを学びの後に、「自分の存在価値があるとか自分の存在についての肯定感が持てて」を挿入し、人を思いやるという文の流れになるといいのではないか。

P6の(2)の10行目に「いじめを訴えやすい体制を整えるとともに」となっているが、体

制を整えるというイメージをどう持っているのか。もう少しいじめが発生する前の段階の子供たちの言葉を受け入れるような、つらいだとか嫌だとかという言葉のも、広く含まれるのではないかと思いました。

・事務局（学校教育部長）

自己有用感という言葉については、国の基本方針で使用している。学校現場でも生活学習状況調査などで、自己肯定感という言葉を使用している。自己肯定感と統一した方がよいと思うが。

・日塔委員

自分の学校では自己有用感という言葉も使っているし使い分けている。自分が社会や学校、友達関係等の中で役に立っているという実感を持たせるという意味で使用している事もあるので、この言葉は残してほしいと思います。

・事務局（教育相談課長）

児童生徒が実施している故郷復興プロジェクトでも、自己有用感や自己肯定感と言う言葉をつかっていることもあるので、両方使っていくということでいかがでしょうか。

・関口委員長

1つの言葉に統一するというよりは、使い分けしていくことでいいのではないかと思います。

・事務局（学校教育部長）

高橋委員から指摘のあった2点目についてです。P6のいじめの早期発見の11行目の「訴えやすい相談体制を整える」という部分ですが、ここのページは市としての基本的な考え方の提示となっており、P8以降に具体的取組が示されています。この箇所に対応するのが、P9下からP10のいじめの早期発見になります。相談窓口をより明確化し、例えば児童生徒の場合は担任の先生や養護教諭、スクールカウンセラーとか学校の状況に応じて、相談の窓口を明確化し広報、周知していくということです。また、P10の（ウ）子供たちのいじめについての早期発見、早期対応のためには、子供たちが自分から申告したり、言葉に発するケースは少ないのかと思いますので、教員が、子供たちの発するサインを読み取るということが大切になってくるかと思っています。

いじめゼロマニュアルを活用しながら、いじめサインを見逃さないように周知徹底していくという取り組みを進めたいと考えています。

・関口委員長

では次にP7のⅡいじめの防止等のための対策の内容についてからP11の⑧学校運営改善の支援までの範囲で何かあればお願いします。

・堀越委員

インターネットによるいじめ防止が言われているが、ネットパトロールができないLINEの存在について入れなくて良いのか。

また、P12の21行目には、学校いじめ防止基本方針の策定にあたって、学校評議員やPTA役員の参画が示されているが、学校いじめ防止等対策委員会の設置に当たっても、学区体育振興会の方々やPTA役員などを含める必要があると思うがどうか。

・事務局（教育相談課長）

LINE等の対応については、ネット巡視がなかなか厳しい状況があるため、情報モラル教育を推進していく方法が有効であると思います。

- ・事務局（学校教育部長）

情報モラル教育の部分を施策として付け加えたいと思います。

- ・関口委員長

では次のP11の「2学校がすべき施策」からP17の「(イ) 地域との連携」までの中でいかがでしょうか。先ほどの堀越委員からの指摘がありました。

- ・事務局（学校教育部長）

学校基本方針を作成するにあたって、学校評議員やPTAの方々に参加いただくとしているが、PTA役員等と「等」を入れているので、最終的には、学校の実情に応じて、校長の判断が良いと思います。

(2)の学校いじめ防止等対策委員会については、学校のいじめ計画や、相談や対応等の役割もある。子供たちの個人情報の取り扱い等の観点もあるため、学校関係者の中で構成するのが望ましいと考えていますが、内容や案件によっては、その他の方も校長の判断により出席する場合もあるものと思います。

- ・加藤委員

P17の(イ)の地域との連携について、市立高校の場合や中等教育学校のように、広域から通っている学校の場合、PTAや家庭との連携は各校でやっているとは思いますが、地域との連携は難しい状況かなと思います。小中学校であればこういう書き方になると思うが、校種による違いが見えない部分があり、このあたりはどのように考えているのか。

- ・渡邊委員

地域との連携については、基本方針ですので全体的にカバーする形で作成していただければと思います。小中学校については地域との連携は大切であることから、出してもらって構わないと思います。高校も地域との連携については町内会や市民センター、福祉施設との連携等の様々な取り組みを進めているところです。

- ・中村委員

小中学校は地域とは切っても切れない面があるので、そのまま入れていただきたい。高校も様々な取り組みをしているということですので、このままで良いと思います。

- ・関口委員長

P12の20行目から学校評議員やPTA役員等の・・・「いただき」とここだけ丁寧語になっている。また、P13の下から7行目のPDCAサイクルの表記が半角になっているので、全角に統一した方がよいと思います。

- ・渡邊委員

基本方針は横書きなので公文書としてはカンマ表記に統一した方がよいと思います。

- ・堀越委員

学校で市の基本方針を受けて基本方針を作成していくことになるが、学校で作成する基本方針はどんなイメージをもっているのか。

- ・事務局（教育相談課長）

学校に必要なのは実施計画が網羅されていることが大切で、そういう内容を盛り込んだ基本方針のモデルを示す予定でいます。

- ・事務局（学校教育部長）

法律上は国または地方の作成する基本方針を踏まえて作成することになっているので、法

律の部分をベースにし、学校としての取り組みを中心に作成することになると考えています。

・高橋副委員長

P 1 6 の (イ) の加害児童生徒に対する措置の 3 つ目○の十分理解させ、責任を自覚させるという表現と、5 つ目の○の自らの行為を理解し・・・成長を促す目的でのところは、本人ができるよう促す基本姿勢であるが、3 つ目の○はとにかく理解させることが大事であるとも受け取れるので、5 つ目の○のような表現に統一するようご検討してほしい。

・佐久間委員

関係機関との連携については、P 7 の (5) の関係機関との連携の中で、基本的な考えが示され、P 1 1 の⑤では市が具体的にする施策が述べられている。さらに学校がという点で P 1 7 では (イ) の次に関係機関との連携も入れても良いのではないかと。

・渡邊委員

P 1 6 の (イ) の 5 つ目の○の 3 行目の懲戒を加える際には、「主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく」と記述されているが、学校では主観的な感情に任せて行うということはありませんので、削除してもよいのではないかと。

・関口委員長

では最後 P 1 6 以降で何かありましたならば、お願いします。

P 1 8 の○の 4 つめですが、精神性の疾患を発症した場合とあるが、精神疾患のすべての原因が究明されているわけではないので、いじめと関連させた時の危険性もあるのではないかと考えています。

・加藤委員

気になった表現です。P 2 1 の最後の行の予断のない一貫した情報発信という表現の仕方は、どうなのかと思います。「予断のない」を取るか表現を工夫されると良いかと思います。

・関口委員長

次回以降のスケジュールとして、パブリックコメントが話題になるかと思いますが、これからは基本方針の内容等の修正の余地があることを確認したい。

・堀越委員

表記に関してですが、P 2 の「基本理念」に「しなければならない」という表現が多くあるが、国の基本方針はそういう表現で良いと思うが、仙台市の基本理念の最後の文章表現は、いじめの問題を克服することを目指して実施していくものとするといった表現ではいかがか。検討していただければと思います。P 3 に国の趣旨を踏まえ、仙台市として学校が設置する組織については、法律の記述の後に矢印を入れるとか「いじめ問題対策連絡協議会」を太文字にするなどの強調することで、何をやるのが明確になるのではないかと考えました。

・日塔委員

いじめはだめだ、いじめを起ささないように、いじめを起さそうだったらこうするといった、プロテクト（保護する・守る）するような表現も必要であるが、その他にいじめを起ささない、いじめのない集団づくりや社会づくりの大切であるという部分も盛り込まれていて、この 2 つを整理し分けた方がより明確になるように感じる。例えば P 1 4 の①の最初を目指す方向性が示されているが、最後は教員の対処で終わっている。

・関口委員長

他になれば、以上で協議を終了します。

4 その他

- (1) 第1回いじめ防止基本方針策定委員会の議事録について
- (2) 次回の開催期日について
- (3) 第3回いじめ防止策定委員会に欠席する場合について

5 閉会